

令和 7 年度補正
再生可能エネルギー導入拡大・系統用蓄電池等電力貯蔵システム
導入支援事業費補助金
系統用蓄電システム等導入支援事業

公 募 要 領

2026年9月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

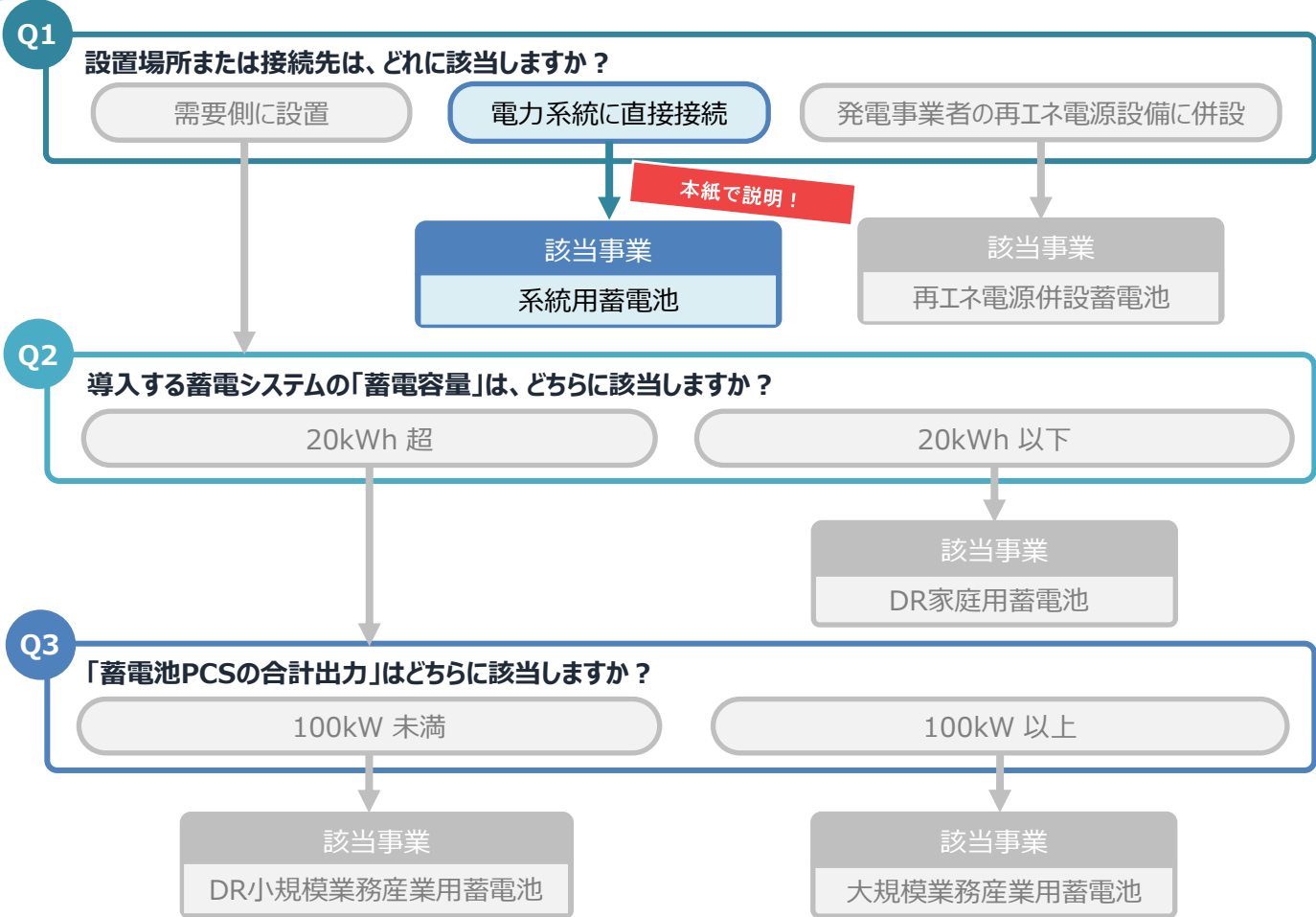
本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及びSIIが定める「再生可能エネルギー導入拡大・系統用蓄電池等電力貯蔵システム導入支援事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）」をよくご理解のうえ、また以下の点についても十分にご認識いただいたうえで補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解したうえで本事業の申請手続きを行うこととください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ）
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。

～ 本文をお読みになる前に ～

SIIが執行する補助事業では、蓄電システムの容量、出力、利用目的によって複数の補助事業が存在します。そのため、本文をお読みになる前に以下のフローチャート及び比較表を参照し、該当する補助事業のご確認をお願いいたします。

事業判別フローチャート



事業比較表

事業名（略称）	蓄電容量	設置場所・接続先	主要な設備要件	利用目的・その他
DR家庭用蓄電池	20kWh 以下	家庭などの「需要側」に設置	SIIに登録されてる設備	デマンドリスポンス(DR)への活用
DR小規模業務産業用蓄電池	20kWh 超	高圧以上の「需要側」に設置	蓄電池PCS合計出力：100kW 未満	デマンドリスポンス(DR)への活用
大規模業務産業用蓄電池	20kWh 超	高圧以上の「需要側」に設置	蓄電池PCS合計出力：100kW 以上	調整力等としてのデマンドリスポンス(DR)への活用
再エネ電源併設蓄電池	－	発電事業者の再エネ電源に併設	蓄電池PCS合計出力：100kW 以上 最大受電電力：原則、1,000kW以上	調整力等としての再エネの最大限の活用
系統用蓄電池	－	電力系統に直接接続	最大受電電力：1,000kW以上	調整力等としての再エネの最大限の活用

※ 詳細な公募要件については、必ず公募要領をご確認ください。
※ 上記の条件に合致する蓄電システムの導入ではない場合は、SIIが執行する補助事業の対象外となります。

「再生可能エネルギー導入拡大・系統用蓄電池等電力貯蔵システム導入支援事業費補助金」は、以下の3つの事業区分があります。

- ①系統用蓄電システム等導入支援事業
- ②大規模業務産業用蓄電システム等導入支援事業 ※公募終了
- ③再エネ電源併設蓄電システム等導入支援事業 ※公募終了

本紙では、「①系統用蓄電システム等導入支援事業」について説明いたします。

令和7年度補正

「再生可能エネルギー導入拡大・系統用蓄電池等電力貯蔵システム
導入支援事業費補助金」

系統用
蓄電システム等
導入支援事業

大規模業務産業用
蓄電システム等
導入支援事業

再エネ電源併設
蓄電システム等
導入支援事業



本紙で説明

●事業の特徴

事業名	補助対象設備	補助率	事業の特徴
① 系統用蓄電システム等導入支援事業	蓄電システム	1/2以内、 1/3以内 又は2/3以内	各種電力市場での取引等を通じて余剰再エネの吸収や調整力の供出が可能な系統用蓄電システム等の導入を支援する事業
② 大規模業務産業用蓄電システム等導入支援事業			需要側に大規模業務産業用蓄電システム（蓄電システムPCS合計出力100kW以上）を設置し、調整力等としてのデマンドリスポンス（DR）に活用する事業
③ 再エネ電源併設蓄電システム等導入支援事業			発電事業者が再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）電源設備に新たに蓄電システムを併設し、再エネの有効活用や普及拡大、需給バランスの改善に寄与する事業

目 次

1. 事業概要

1－1.	事業目的		7
1－2.	事業名称		7
1－3.	予算額		7
1－4.	補助対象事業		7
1－5.	補助対象事業者		8
1－6.	補助対象設備		13
1－7.	申請単位		16
1－8.	複数年度事業		16
1－9.	補助対象経費		17
1－10.	補助率及び補助金限度額		19
1－11.	補助事業期間		20
1－12.	公募期間		20
1－13.	事業全体スケジュール（単年度事業）		21
補足1	共同申請について		22
補足2	最大受電電力と補助対象設備の要件及び補助率を判断する基準となるkWについて		23
補足3	セル、モジュール、電池システム、蓄電システムの範囲について		24
補足4	補助対象範囲の例について		24
補足5	自社調達を行う場合の扱い（利益等排除の考え方）		25

2. 複数年度事業

2－1.	複数年度事業の要件		27
2－2.	複数年度事業の補助事業期間		27
2－3.	事業全体スケジュール（複数年度事業）		28

3. 交付申請～採択

3－1.	公募		31
3－2.	交付申請		31
3－3.	提出書類一覧		33
3－4.	提出先と締切日		36
3－5.	交付決定前の変更等		37
3－6.	審査		37
3－7.	交付決定		41
3－8.	公表		41
3－9.	個人情報の取得と利用について		41

4. 事業の実施

4－1.	補助事業の開始		44
4－2.	交付決定後の計画変更等		44
4－3.	中間検査		44
4－4.	実績報告及び補助金の額の確定		44
4－5.	精算払請求書及び補助金の支払い		45
4－6.	取得財産等の管理		45
4－7.	補助対象設備の活用及び報告		45
4－8.	交付決定の取消し、罰則等		45
4－9.	暴力団排除について		46

1. 事業概要

1. 事業概要

用語の解説

本事業、本公募要領における用語は、以下に掲げるとおりとする。

- セル
単電池を指す。
- モジュール
セルの集合体を指す。
- 電池システム
複数のモジュールとBMSを併せた呼称。
- 蓄電システム
電池システムとPCSを併せた呼称。
- 供給事業者
セル、モジュール、電池システムのいずれかを製造する者とする。
- LDES
Long Duration Energy Storage (長期エネルギー貯蔵技術)の略。長期エネルギー貯蔵技術は、連続して6時間以上の長時間の充電又は放電が可能であり、国内での商業事例が限定的な新規技術(圧縮蓄電、液化空気蓄電、重力蓄電等)を指す。
- 実施設計費
補助対象設備に係る実際の工事及び設備導入を実施するために必要となる設計費を指す。
- 基本設計費
交付申請時点で完了しているべき、電池システムの開発等設備の開発、本事業における容量計算、及び本事業における機器の選定に係る設計費を指す。

1. 事業概要

1-1. 事業目的

2050年のカーボンニュートラル、2040年のエネルギーミックス実現に向けては、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の最大限の導入・活用による非化石化の推進が必要不可欠である。再エネの導入が全国に比して先行している北海道や九州といった地域では、太陽光や風力等変動再エネのシェアが全需要の7割以上となる断面も出てきており、限られた火力電源を調整力として活用して需給調整を行っている。今後、再エネの更なる活用や導入拡大に向けては、余剰となる再エネの有効活用や再エネの変動を調整する脱炭素化された調整力の確保が喫緊の課題となる。

そこで、令和7年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・系統用蓄電池等電力貯蔵システム導入支援事業費補助金」系統用蓄電池システム等導入支援事業（以下、「本事業」という。）では、各種電力市場での取引等を通じて余剰再エネの吸収や調整力の供出が可能な系統用蓄電池等（電力系統に直接接続する大規模蓄電池。一般送配電事業者の変電所や、発電事業者等の発電所への併設を除く。）の導入を支援することで、電力のフレキシビリティを確保し、エネルギー危機に強い経済構造への転換を図ることを目的とする。

1-2. 事業名称

令和7年度補正「再生可能エネルギー導入拡大・系統用蓄電池等電力貯蔵システム導入支援事業費補助金」系統用蓄電池システム等導入支援事業

1-3. 予算額

「系統用蓄電池システム等導入支援事業」「大規模業務産業用蓄電池システム等導入支援事業」「再エネ電源併設蓄電池システム等導入支援事業」の合計616億円の内数。

初年度分（2026年度分）の予算額は、約80億円の内数とする。

※ 事業毎の予算額については、申請状況等を考慮したうえで、決定する。

1-4. 補助対象事業

日本国内において、太陽光・風力等変動再エネのさらなる導入加速化のため、各種電力市場等（※1）を通じ調整力等を供出する蓄電池システム（1-6. 補助対象設備の要件を満たす設備）を新規で導入する事業を補助対象事業（以下、「補助事業」という。）とする。

※1 調整力等を供出する各種電力市場等について、想定される取引（全ての市場等の取引が必須ではない。）を以下に記載する。

なお、補助金の交付の目的に合致したものであって、以下に記載されていない取引等での活用が見込まれる場合は、交付申請時（補助事業完了後は当該取引等の前）にSIIに示し指示を仰ぐこと。

・卸電力市場

電力量（kWh）の取引市場。発電事業者は主に「スポット市場」「時間前市場」において入札に参加。

・需給調整市場

調整力（周波数調整や予備力）の取引市場。一次調整力から三次調整力等の商品が存在。

・容量市場

発電することができる能力（kW）を取引する市場。ほかの取引とも併用が可能。

・相対契約

市場の商品を通じた取引以外に、個社毎に個別に契約・供出等されるもの。

1. 事業概要

1－5. 補助対象事業者

以下 1) ～ 2 2) の要件を全て満たす者を補助対象事業者（以下、「補助事業者」という。）とする。

1) 日本国内において事業活動を営んでいる法人であること。

※「1－1. 事業の目的」に基づき、一般送配電事業者は対象外とする。

※ただし、一般送配電事業者と発電事業者の両方の立場を有する事業者が発電事業者として、調整力公募を通じた調整力の提供等を目的に本事業へ申請を行う場合は、対象とする。

2) 補助事業により導入する補助対象設備の所有者（※2）及び使用者（※3）であること。

なお、リース等により補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合は、設備の所有者が主の申請者、設備の使用者は共同申請者として、2 者共同で申請を行うこと。

⇒ P. 2 2「補足 1 共同申請について」を参照のこと。

※2 所有者とは、補助対象設備を法人として所持し、固定資産として登録する事業者をいう。なお、共同購入等、特殊な資産登録を予定している申請の場合は、事前にSIIに相談し指示を仰ぐこと。

※3 使用者とは、補助対象設備を運転、稼働させることにより各種電力市場での取引等の活用を主体で行う事業者をいう。なお、当該使用者から補助対象設備の実運転を委託され運転・保守管理を主として実施する事業者は含まれない。

注) その他、補助対象設備を自社で活用する予定のない（特別目的会社（SPC）へ譲渡を予定している等）場合は、事前にSIIに相談し指示を仰ぐこと。

3) 補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。

※ 導入する補助対象設備の所有者が直近の年度決算において債務超過の場合は、対象外とする。

※ 導入する補助対象設備の所有者が特別目的会社（SPC）であって、設立が1年未満かつ直近の年度決算がない場合は、主たる出資者等の直近の年度決算において債務超過の場合は、対象外とする。

※ 特別目的会社（SPC）の場合は、主たる出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書を提出すること。

注) 補助事業期間中の当該SPCへの出資者の追加は認めない。ただし、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定の有限責任組合員及び商法（明治32年法律第48号）に規定の匿名組合員による出資は除く。

4) 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。

※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は受け付けない。

1. 事業概要

5) 温室効果ガス排出削減のための以下の取組を実施できる者であること。

CO2 排出量 (※4) が 20 万 t 以上の民間企業 (※5)	CO2 排出量 (※4) が 20 万 t 未満の民間企業 (※5) 又は中小企業 (※6)
以下のA及びBの温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。	その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出。
A : 2025年度以前分の排出実績に関する実施内容 ※ なお、GXリーグに参加する場合は、これらの取組を実施するものとみなす。 (i) 国内におけるScope1 (事業者自ら排出) ・Scope2 (他社から供給された電気・熱・蒸気の使用) に関する排出削減目標を2025年度及び2030年度について設定し、間接補助事業実施期間が含まれる年度分の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。 (ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCMその他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表すること。 (iii) サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を実施または計画すること。	
B : 2026年度以降分の排出実績に関する実施内容 2026年度以降のGXフューチャー・リーグに参加し、排出量実績を報告すること。 ※ ただし、Aと同様の実施内容に対応している場合、これらの取組を実施するものとみなす。	

- ※ 4 地球温暖化対策推進法に基づく算定報告制度に基づく2021年度CO2排出量。
- ※ 5 会社法上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）に該当する法人。
- ※ 6 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業に該当する民間企業。
- 6) 省エネ法における特定事業者等 (※7) は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和8年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。なお、開示シートの公表に当たっては、省エネ法に基づく定期報告書等を期日までに提出するとともに、修正指示等があった場合には速やかに対応すること。また、本事業による計画及び実績を、開示シートを作成する際に開示シート上の自由記述欄に記載すること。
- ※ 7 特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者を含む。（管理関係事業者を除く。）
- ※ 令和7年度から継続参加する事業者も含む。継続参加しているかの確認は、EEGS（省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム）から確認可能。
- ※ 令和8年度から新規参加する場合は、EEGS等から参加宣言をする必要がある。
- ※ 制度概要
- https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/index.html

1. 事業概要

- 7) 事業の実施に際して、事業実施場所の自治体及び蓄電池を設置する土地の地権者と協議を開始しており、実施条件について自治体及び蓄電池を設置する土地の地権者へ確認・説明できている者であること。

※ 蓄電システムの設置に当たって、関係法令の遵守状況・見込みについて地域への説明が原則必要となる。自治体との協議では、実施する事業の概要や関係法令の遵守状況・見込みについて、近隣（敷地境界線から最低100m以内。範囲は自治体と協議のこと。）の住民・事業者への説明会等（ポスティングは除く）の実施について確認し、実施が必要な場合は、申請時点で当該説明会を開催するための実施計画書を提出すること。なお、実施計画書の作成に当たっては、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁発行、2026年4月改定）」を参考とすること。また、近隣の住民・事業者への説明会の開催期限は、原則2026年度末とする（ただし、工事着工前には実施すること）。開催期限までに説明会の実施が確認できなかった場合、交付決定取り消しとする。

➤ 説明会及び事前周知措置実施ガイドライン

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf

※ 交付申請時点において、事業実施場所の自治体及び蓄電池を設置する土地の地権者との本事項についての協議が完了しており、立地に関して支障が生じていないことについて記載した資料（説明会・協議等の議事録は必須とする。）を提出できる場合、上述した実施計画書の提出・説明会の開催は要件としないが、自主的に説明会を実施することに制限を設けるものではない。

- 8) 実施体制として、問い合わせに関する窓口を設置し、問い合わせ内容の記録及び問い合わせに対応可能な体制が整備できる者であること。

- 9) 導入設備について、電気事業法に準拠した騒音対策を実施することができる者であること。

※交付申請時には、出力（kW）・騒音（dB）等の騒音規制に係る項目が示された機器仕様書を提出すること（特に空気圧縮機・送風機）。

- 10) 本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規程、その他各種セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できる者であること。

- 11) 系統連系時において最新の、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、「系統連系規程」、「系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）」等で要求されている事項を満たしていることが確認できる者であること。

- 12) 蓄電システムの設置・届出は、設置地域の所轄消防に事前に相談を行ったうえで、消防法や火災予防条例等で定められた事項を確認・遵守し、行うこと。

1. 事業概要

- 1 3) 導入する蓄電システムに関する以下の基本スペック（カタログ値）に関して、実績報告時までにSIIに提出できる者であること。
 - ※蓄電池の電池材料（正負極材）、蓄電池容量劣化データ（想定使用期間・保証期間等を通じたデータ）、システム充放電効率(PCS AC端にて評価)、充放電サイクル数（劣化データに関しては性能を鑑み可能な年数で提出すること。）。電動車等の駆動用蓄電池のリユース蓄電システムの場合は、初期容量及び調達時の残存容量等も含む。
- 1 4) 系統連系協議状況等の確認等のため、交付申請等本事業を通じて提出する情報を、国及び当該地域の一般送配電事業者提供することに同意できる者であること。また、当該情報を各種制度設計等の検討のために国及びSII、又は秘密保持契約を締結した分析機関等が利活用することに同意できる者であること。
- 1 5) 補助事業の実施中及び終了後、補助事業の成果を分析するためのデータ収集やアンケート協力等について、国又はSIIが提供を求めた場合は、協力できる者であること。なお、それらの分析結果については、補助事業者へ不利益が生じないように個別確認を行ったうえで、SIIのホームページ等で公表することがある。
- 1 6) 交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することについて同意できる者であること。
- 1 7) 将来的に系統混雑緩和等に資する仕組みが整備され、その仕組みの対象エリアとして対応が必要であることが判明した場合、一般送配電事業者との協議に応じることができる者であること。
- 1 8) 各種電力市場を通じて調整力等の供出を開始した日（運用開始日）から3年間（3年目は最終日の属する年度末まで）、運用データ等及びSIIが別途指示する活用状況報告書を国又はSIIに提出できる者であること。
 - ※ 運用実績の30分データ（充放電時間・電力量等）を取得及び保管し、補助対象設備の運用データ等の提供に関して、最大限協力できる者。
 - ※ 提出された活用状況報告書等を各種制度設計の検討のために国及びSII、又は秘密保持契約を締結した分析機関等が利活用することに同意できる者。
 - ※ 運用データとは、蓄電システムにおいてはSOCデータ、スマートメーターデータ、充放電電力量、参入している市場での応札状況や約定結果及び収支関連データ等を指し、国又はSIIの求めに応じて提出すること。
- 1 9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項により定める事業を営む者でないこと。
- 2 0) 本補助事業により取得した補助対象設備を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的活用を図る者であること。

1. 事業概要

- 2 1) 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な者であること。
- 2 2) 事業実施期間及び事業実施期間終了後、補助対象設備に関連するシステムにおいてサイバーインシデントが発生した際に、速やかに主管官庁へ内容報告ができる者であること。

1. 事業概要

1－6. 補助対象設備

以下①～⑤の要件を満たす蓄電システムであること。

- ① 電力系統に直接接続（※8）（※9）する設備であること。

※8 需要側設置蓄電システムは、補助対象外とする。

※9 発電設備に併設し、電力系統に接続される蓄電システムは補助対象外とする。

- ② 各種電力市場での取引等（例えば電力系統内に余剰電力の発生が見込まれる際は充電し、電力が不足する際は放電する、又は電力系統への調整力等を供給する等）を通じ、再エネの有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与する蓄電システムであること。

- ③ 本事業の実施のために新規（※10）に導入される蓄電システムであること。

※10 電動車等の駆動用に使用されたモジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムも含む。

- ④ 蓄電池種別毎に以下の要求事項を全て満たす設備であること。

「全ての電池種共通事項」

防護及び保護装置：システムに合わせた火災検知システム、火災警報器、消火設備の計画・設置及び消防法等にて要求される事項の準拠

使用上の情報：システムに合わせた危険表示や安全表示、立ち入り禁止区画の表示等及び安全設計を行うことに加え、関係者の機能へのアクセスや教育訓練の機会の確保

「リチウムイオンのみ」

セル、モジュール、電池システムのいずれかについてJIS C 8715-2又はIEC62619により第三者認証を取得していることの証明書を提出すること。そのうえで、導入予定の蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、又はIEC62933-5-2（ただし、規格に規定の試験を実施した場合に限る。）の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を提出すること。

※ P.24「補足3 セル、モジュール、電池システム、蓄電システムの範囲について」も併せて確認すること。

「リユースのみ」

電動車等の駆動用に使用されたモジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JETリユース電池認証等の第三者機関による証明書等により当該蓄電システムの類焼に関する安全性を証明すること。

※ 上記いずれも、証明書等の提出時期等不明点に関しては事前にSIIに連絡し、指示を仰ぐこと。

- ⑤ 選定した蓄電システムのBMSのメーカー等について、過去5年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないこと、その他の開発供給の適切性が確保されていること。

1. 事業概要

⑥ その他消防法等の各種法令等に準拠した設備であること。なお、導入予定の電池システムを製造するメーカーが過去に国内外に設置した定置用大型電池システムにおいて「発煙・発火」に類する事故を起こしている場合は、当該メーカーより、過去 10 年間の年間毎の事故件数と、主要な事故 10 件について事故の原因と対策を示した資料を取得し、原則交付申請時に提出すること。

＜事故の例＞

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/storage_system/pdf/2024_002_04_03.pdf

⑦ 選定した設備の供給事業者（※11）のいずれか 1 者が以下 1 ～ 4 の全ての要件を満たしていること。

	CO2 排出量（※4）が 20 万 t 以上の民間企業（※5）	CO2 排出量（※4）が 20 万 t 未満の民間企業（※5） 又は中小企業（※6）
1	以下のA及びBの温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。 A：2025年度以前分の排出実績に関する実施内容 ※ なお、GXリーグに参加する場合は、これらの取組を実施するものとみなす。 （i）国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を2025年度及び2030年度について設定し、間接補助事業実施期間が含まれる年度分の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。 （ii）（i）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCMその他の国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表すること。 （iii）サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を実施または計画すること。 B：2026年度以降分の排出実績に関する実施内容 2026年度以降のGXフューチャー・リーグに参加し、排出量実績を報告すること。 ※ ただし、Aと同様の実施内容に対応している場合、これらの取組を実施するものとみなす。	その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出。
2	本事業の実施による温室効果ガス排出削減効果を定量的に把握するための体制・方法等を構築し、経済産業省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、補助事業の成果を検証するために必要な情報について、調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供すること。	
3	供給する製品に係る国際的なコスト競争力の向上や海外市場の獲得等、企業の成長につながる今後の方針やロードマップ等を策定し、取締役会その他これに準ずる機関による決議・決定を行うこと。	
4	賃上げ等、必要な人材の確保に向けた取組を進めること。	

※ 1 1 供給事業者は、セル、モジュール、電池システムのいずれかを製造する者とする。

1. 事業概要

⑧ 選定した設備の供給事業者のいずれかが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）上の広域認定において、選定したセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得していること。

※ 当該蓄電システムを廃棄する場合には、当該認定を取得している供給事業者（当該供給事業者が事業承継をしていた場合は、承継先の供給事業者。セル・モジュール・電池システム・蓄電システムで異なる供給事業者が広域認定を取得している場合は、蓄電システム・電池システム・モジュール・セルの順に優先する。）が存在する限り、当該供給事業者に委託して廃棄処分する旨を別途取り決めておくこと（交付申請時には必須としない。）。当該供給事業者が存在しない場合は、適切にリサイクルできる廃棄物処理法上の処分業の許可業者へ委託して廃棄処分すること。

⑨ セキュリティ対策として、以下1.～3.の証憑・説明資料を提出できる設備であること。

1. 導入する蓄電システムが採用する全ての制御システムのセキュリティに関する主要な構成製品（BMS、PCS、EMS等（※12））について、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR制度）」における★1（レベル1）を取得していることを示す適合ラベル。
2. 制御システムのうち、IP通信機能を持たないためにJC-STAR制度の取得対象にならない機器を含む場合は、IPとのプロトコル変換を行う機器を組み入れた構成等としてJC-STAR制度における★1を取得していることを示す適合ラベル。また、クラウド上に搭載されるために、JC-STAR制度の取得対象にならない機器を含む場合等は、取得対象にならないことの根拠を明示し、同等のセキュリティ対策を講じていることの説明資料（※13）。
3. 導入する機器とJC-STAR制度における★1の取得対象機器と取得内容との整合、セキュリティ対策を明示したシステム構成図。

※12 外部と直接通信を行わない場合でも、外部との間接的な通信等を通じて、設備全体に影響を及ぼす可能性のある機器を含む。

※13 JC-STAR制度における★1の取得対象とならない機器を導入するにあたり、将来的にJC-STAR制度における★2の基準が運用開始され取得対象となった場合には、供給力提供開始までに★2を取得すること。供給力提供開始後に★2の基準が運用開始された場合には、速やかに★2を取得すること。

※ その他①～⑨について不明点等がある場合は事前にSIIに連絡し、指示を仰ぐこと。

1. 事業概要

1-7. 申請単位

1 申請あたりの申請単位：電力系統からの引込線単位。

※ 1 社あたり（共同申請含む）の申請上限数は、2 件とする。

なお、出資者として本事業のためにSPCや合同会社の設立を予定し、出資をする場合であっても出資比率に関わらず 1 件とみなす。

1-8. 複数年度事業

本事業では、単年度での実施が困難な事業であって年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請することができる。（⇒P. 26～29「2. 複数年度事業」を参照のこと。）

➤ 複数年度事業の補助事業期間

本事業では、国庫債務負担行為を活用し、単年度事業では確定・検収等のため事業実施が難しい2月～4月においても事業実施可能とすることで、複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応できる制度とし、複数年度事業を支援する。

<複数年度事業（全体3年）の場合の例>

凡例： 補助事業実施期間

	2026年度 (1年度目)		2027年度 (2年度目)			2028年度 (3年度目)		
	2027年 ～1月	2027年 2月～3月	2027年 4月	2027年 2028年 5月～1月	2028年 2月～3月	2028年 4月	2028年 2029年 5月～1月	2029年 2月～3月
本事業の 複数年度 事業	2月～4月に事業が実施できます。		2月～4月に事業が実施できます。					
								● 事業完了日

1. 事業概要

1－9. 補助対象経費

補助対象経費は、以下のとおりとする。

⇒ P.2 4「補足4 補助対象範囲の例について」とP.2 5「補足5 自社調達を行う場合の扱い（利益等排除の考え方）」も併せて参照のこと。

区分	内容	詳細
設計費	本事業の実施に必要な実施設計に要する必要最低限の経費	■ 実施設計費（※14）。 ※ 基本設計費（※15）は補助対象外とする。
設備費	本事業の実施に必要な蓄電池に係る費用に要する必要最低限の経費	■ 蓄電システムを構成する以下の設備費。 ① セル、モジュール（リチウムイオン・レドックスフロー等） ※ 電動車等の駆動用に使用されたモジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムも含む。 ② 電池システム制御部分（BMS等） ③ 電力変換装置（PCS等） ④ 蓄電システム制御装置（計測・表示装置等、蓄電システムの付属設備であり、必要不可欠なもの。） ⑤ 付帯設備（空調設備、筐体（※16）、分電盤等）は、上記①～④の専用であり、かつ稼働に必要不可欠なものに限る。 ※ 16 筐体は、セル、モジュール、電池システム制御部分、電力変換装置、蓄電システム制御装置、計測・表示装置のいずれか又は複数を収納するコンテナ等に限る。 ⑥ その他当該設備に必要不可欠なもの。
工事費	本事業の実施に必要な工事に要する必要最低限の経費	■ 補助対象設備の設置に要する工事費。 ・ 機械基礎については、必要最低限の工事のみを補助対象とする。 ・ 土地造成、整地及びフェンス工事等は、補助対象外とする。 ・ 補助対象となる工事費は、補助対象外設備の設置に必要な工事費と仕分けが可能な場合に限る。

※ 14 実施設計費とは、補助対象設備に係る実際の工事及び設備導入を実施するために必要となる設計費をいう。

※ 15 基本設計費とは、交付申請時点で完了しているべき、電池システムの開発等設備の開発、本事業における容量計算、及び本事業における機器の選定に係る設計費をいう。

※ 申請に当たって、不明な点は事前にSIIに相談をすること。

1. 事業概要

※ 補助対象経費の留意点

- ・ 補助対象外設備（系統受変電設備、需要設備等）に関わる費用は補助対象外とする。また、補助対象外設備との共用設備に関しては、それぞれの設備に要した費用按分等の合理的な説明をもって、補助対象設備分のみを補助対象とする。
- ・ 昇圧変圧器、主変圧器等の受変電設備、保護継電器、開閉器等所内設備及び連系工事に関わる費用は補助対象外とする。なお筐体内に当該機器が含まれた設備の場合、事前にSIIに相談し指示を仰ぐこと。
- ・ 消費税は補助対象外とする。
- ・ 金融機関に対する振込手数料は、補助対象外とする。ただし、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができる。
- ・ 自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること。
⇒ P. 2 5「補足 5 自社調達を行う場合の扱い（利益等排除の考え方）」を参照のこと。
- ・ 補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を含めないこと。（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く。）
- ・ 将来用設備又は予備設備等に係る費用は補助対象外とする。
- ・ その他、補助対象経費で不明点がある場合、事前にSIIに相談すること。

【他の国庫補助金等との併用】

本補助金と、他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。

- ・ 税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口を確認すること。
- ・ 本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請し、交付決定前に他の国庫補助金が交付された場合、速やかに SIIに連絡すること。
- ・ 地方自治体が実施する補助金や助成金との併用については、当該地方自治体に確認すること。

1. 事業概要

1－10. 補助率及び補助金限度額

補助率及び補助上限額は、以下のとおりとする。

※ P.23「補足2 最大受電電力と補助対象設備の要件及び補助率を判断する基準となるkWについて」も併せて確認すること。

区分		補助率	補助上限額 (1申請あたり)
① 長期エネルギー貯蔵技術（LDES）導入に関わる設計費・設備費・工事費 ※ リチウムイオン電池（LiB）以外の蓄電池（レドックスフロー）、水電解水素貯蔵、液化空気蓄電、重力蓄電、蓄熱 等	最大受電電力が1,000kW以上かつ6時間容量未満	1/2 以内	20億円
	最大受電電力が1,000kW以上かつ6時間容量以上	2/3 以内	20億円
② リユース ^(※) 蓄電池に関わる設計費・設備費・工事費	最大受電電力が1,000kW以上	1/2 以内	20億円
③ リチウムイオン電池（LiB）の蓄電システムに関わる設計費・設備費・工事費	最大受電電力が1,000kW以上10,000kW未満	1/3 以内	10億円
	最大受電電力が10,000kW以上30,000kW未満	1/3 以内	25億円
	最大受電電力が30,000kW以上	1/2 以内	40億円

※ 電動車等の駆動用に製造されたリユースを含む。

1. 事業概要

1－1 1. 補助事業期間

補助事業の開始日と完了日については、以下のとおりとする。

・ 補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日（交付決定日）とする。

※ 補助対象経費に係る契約・発注は、必ず交付決定日以降に実施すること。

・ 補助事業完了日

補助事業の完了日は、以下①～④を全て完了させた日とする。（※17）

① 一般送配電事業者との系統連系に係る連系承諾の完了

② 補助対象設備の設置工事完了

③ 補助対象設備の試運転の完了（検収完了）（※18）

④ 補助対象経費の全額支出完了

※ 1 7 最終期限は以下のとおりとする。

単年度事業の場合：2027年2月18日（木）

複数年度事業（全体2年）の場合：2028年1月19日（水）

複数年度事業（全体3年）の場合：2029年1月19日（金）

※ P.26～29「2. 複数年度事業」も併せて確認すること。

※ 1 8 補助事業完了時に電力系統への接続が未完であり、補助対象設備への電源供給が開始されていない場合でも、蓄電システムへの制御電源引き込みを必須とし、補助対象設備の稼働が確認できること。

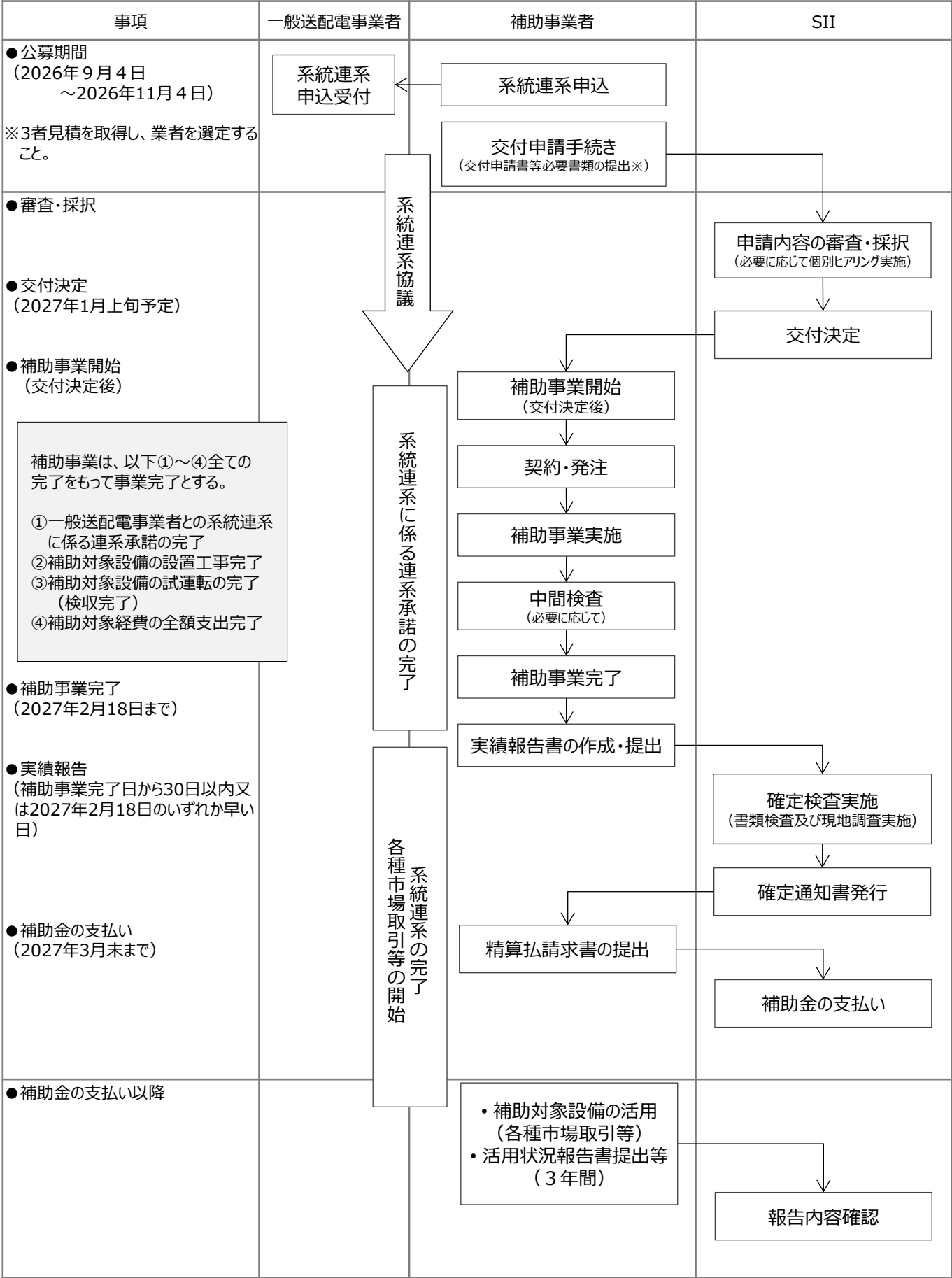
1－1 2. 公募期間

公募期間：2026年9月4日（金）～2026年11月4日（水）17：00（必着）

交付決定予定日：2027年1月上旬

1. 事業概要

1-13. 事業全体スケジュール（単年度事業）



1. 事業概要

補足 1 共同申請について

補助対象設備の所有者と、その設備の利用者が異なる場合 (リース等を利用する場合)

- リース等を利用する場合は、所有者であるリース事業者等と、補助対象設備の利用者との共同申請を行うこと。
- リース事業者等は、P. 8「1 - 5. 補助対象事業者」の要件を満たす者であること。
- リース料等から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示したもの）を提示すること。
- リース期間は、処分制限期間（法定耐用年数）以上の年数とすること。

1. 事業概要

補足2 最大受電電力と補助対象設備の要件及び補助率を判断する基準となるkWについて

本事業における最大受電電力は、下図のとおり、申請時の系統連系の契約申し込み（接続検討段階においてはその申し込み）における、PCS定格出力合計から最小自家消費電力を除いた受電地点における最大受電電力とする。また、本事業における補助対象設備の要件及び補助率を判断する基準となるkWについても、下図のとおりとする。

なお、事例③に該当する場合は、系統連系契約で示される最大受電電力と、補助対象設備の要件及び補助率を判断する基準となるkWが異なることから、事前にSIIに相談すること。

【事例①】補助対象設備のみで単一の蓄電システムで構成される蓄電所の場合

蓄電システム

電池システム PCS

A kW B kW C kW

最小自家消費電力 L

受電点

系統連系契約

最大受電電力 : C kW

- 最大受電電力
- 補助対象設備の要件及び補助率を判断する基準となるkW

⇒いずれも系統連系の契約申し込み（接続検討段階においてはその申し込み）の最大受電電力(C)
上左図におけるC kW (= B - L)

※ PCS定格出力>実運用時のPCS最大出力の場合、Bは実運用時のPCS最大出力

【事例②】補助対象設備のみで複数の蓄電システムで構成される蓄電所の場合

補助対象設備の蓄電システム

電池システム PCS

A kW B kW

電池システム PCS

A' kW B' kW

最小自家消費電力 L

受電点

系統連系契約

最大受電電力 : C kW

- 最大受電電力
- 補助対象設備の要件及び補助率を判断する基準となるkW

⇒いずれも系統連系の契約申し込み（接続検討段階においてはその申し込み）の最大受電電力(C)
上左図におけるC kW (= B + B' - L)

※ PCS定格出力>実運用時のPCS最大出力の場合、B及びB'は実運用時のPCS最大出力

【事例③】補助対象外設備を含む複数の蓄電システムで構成される蓄電所の場合

補助対象設備の蓄電システム

電池システム PCS

A kW B kW

補助対象外の蓄電システム

電池システム PCS

A' kW B' kW

最小自家消費電力 L

受電点

系統連系契約

最大受電電力 : C kW

- 最大受電電力

⇒系統連系の契約申し込み（接続検討段階においてはその申し込み）の最大受電電力(C)
上左図におけるC kW (= B + B' - L)

- 補助対象設備の要件及び補助率を判断する基準となるkW

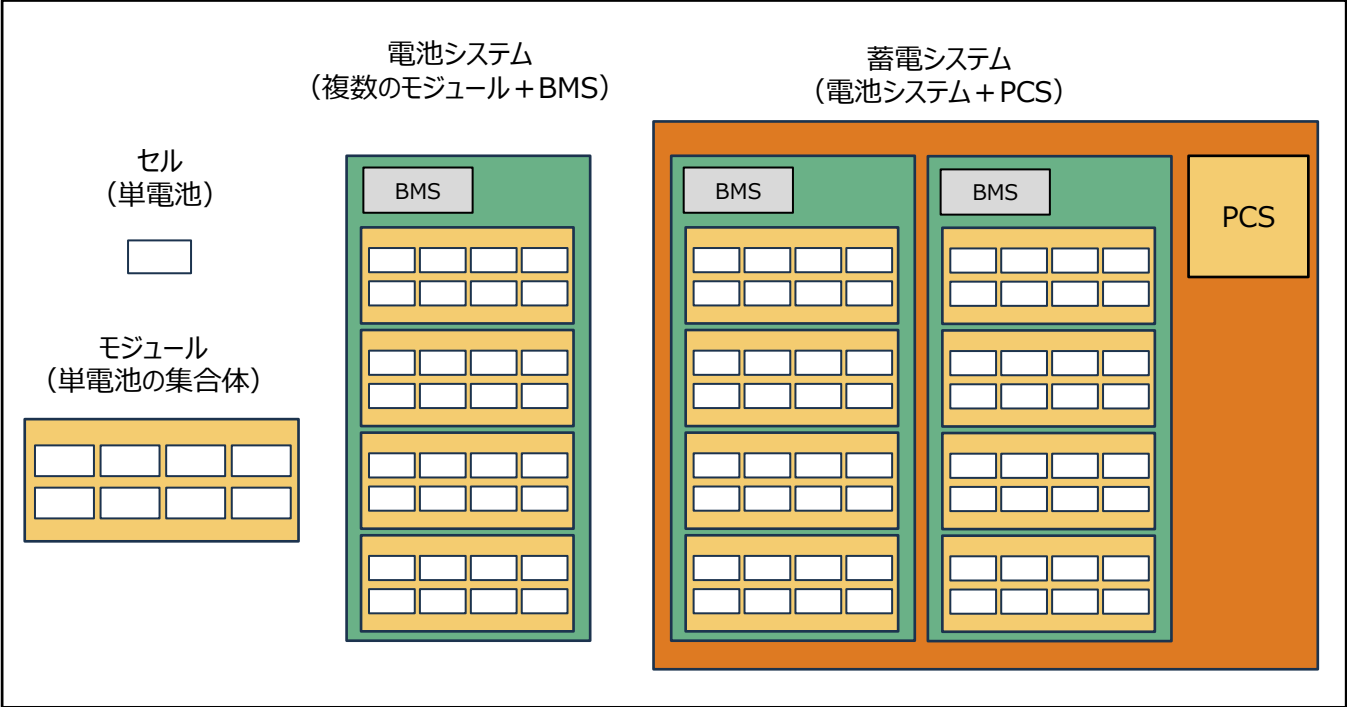
⇒上左図における補助対象設備の蓄電システム（PCS）の系統側の定格出力kW（B）－最小自家消費電力（L）

※ PCS定格出力>実運用時のPCS最大出力の場合、B及びB'は実運用時のPCS最大出力

1. 事業概要

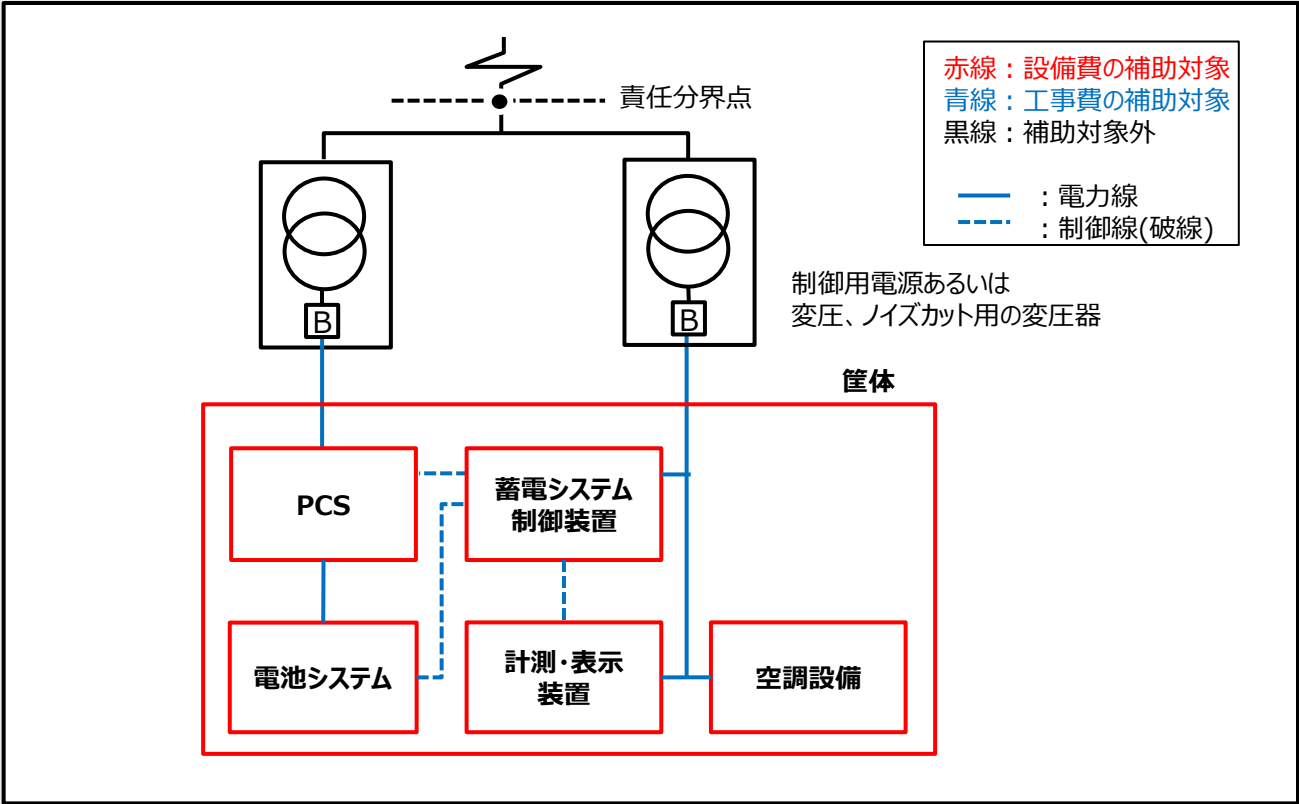
補足3 セル、モジュール、電池システム、蓄電システムの範囲について

セル、モジュール、電池システム、蓄電システムの範囲は下図のとおりとし、総称して蓄電池と定義する。



※ 上記の定義に当てはまらないLDES等については、SIIに相談し指示を仰ぐこと。

補足4 補助対象範囲の例について



補足 5 自社調達を行う場合の扱い（利益等排除の考え方）

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価等）をもって補助対象経費に計上すること。

2. 複数年度事業

2. 複数年度事業

2-1. 複数年度事業の要件

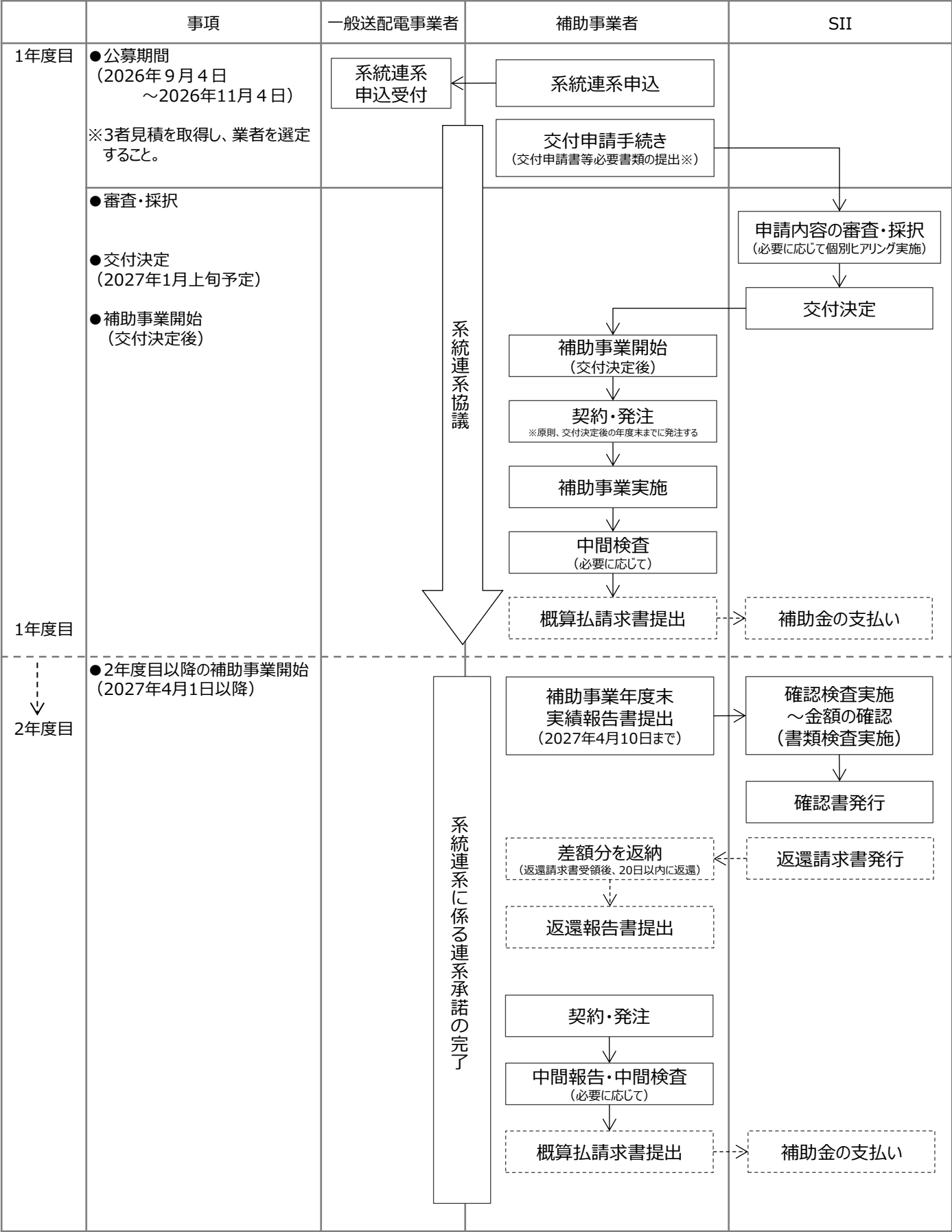
- ・ 本事業では、単年度での実施が困難な事業であって年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請することができる。
※ 複数年度事業は最大で3年事業とする。
- ・ 各年度の補助金上限額は、交付申請書に記載された補助金申請額とする。
※ やむを得ない事由により、事業全体の補助金上限額の範囲内で事業内容の一部を変更しようとする場合には、あらかじめSIIに連絡すること。
- ・ 交付申請書において、複数年度にわたる継続工事等や複数年度で類似の工事等がある場合は、各年度の実施内容の差異が明確に区別できるようにすること（各年度で同一項目がある場合は内訳により年度間の差異を明示する。）。補助金の総額については、当該交付申請書に記載された総額を超えることはできない。
- ・ 実施計画で計画した工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させること。
- ・ 補助金限度額等の要件は事業採択時の要件によるものとする。また、2年度目以降に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、既に交付した補助金の返還が必要となることがある。
- ・ 補助事業者が各年度の事業実施分の概算払請求を行う場合は、SIIが指示する期日までに各年度内で支払う（予定を含む）補助対象経費を報告のうえ、設計費、設備費、工事費の区分毎におけるその支払い金額相当の成果品（設計図書、対象設備、対象工事等）を提示すること。
※ SIIが指示する期日までに成果品がない場合、概算払を認めないことがある。
- ・ 補助事業者が発注先等に各年度事業実施分の前払い等を行う場合は、各年度内で支払い金額相当の成果品があること。（納品・検収が伴わない支払いでは不可。）
※ 前払いに対する成果品が年度をまたぐ場合は、あらかじめSIIに相談すること。
- ・ 予算上やむを得ない場合には交付決定額について減額等を行う場合があることに留意すること。

2-2. 複数年度事業の補助事業期間

⇒ P.20「1-1 1. 補助事業期間」を参照のこと。

2. 複数年度事業

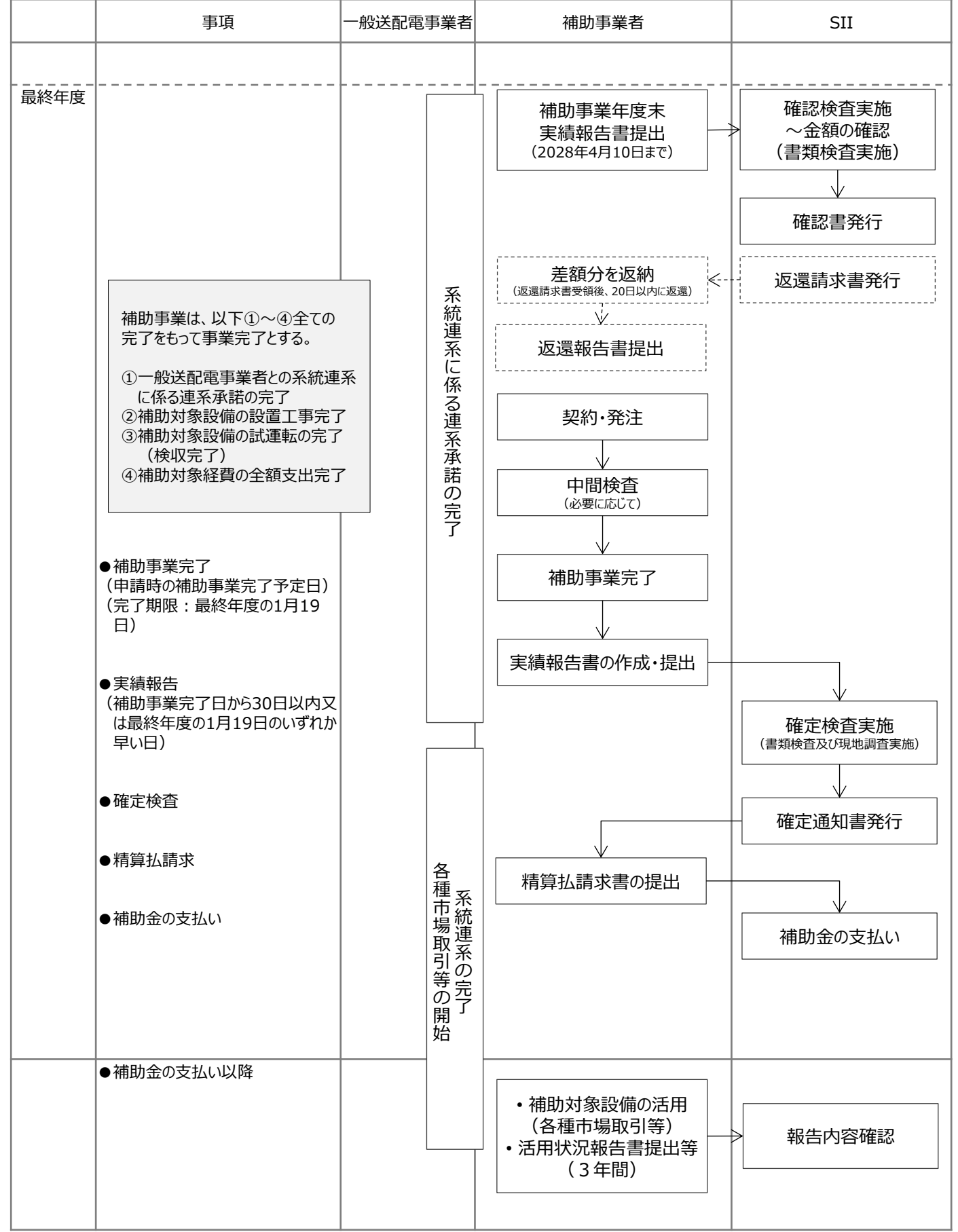
2-3. 事業全体スケジュール（複数年度事業） : 該当者のみ



2. 複数年度事業

2-3. 事業全体スケジュール（複数年度事業）

 : 該当者のみ



3. 交付申請～採択

3. 交付申請～採択

3-1. 公募

① 補助事業の公募

SIIは、一般公募を行う。

SIIホームページ (<https://sii.or.jp/>) に公募関連情報を随時公表する。

② 公募期間

2026年9月4日（金）～ 2026年11月4日（水） 17:00（必着）

3-2. 交付申請

- 申請者は、J Grants (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>) を使用して申請を行うこと。

※ 事前にGビズIDプライムアカウントをGビズIDのWebサイト (<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>) にて登録すること。

- 申請は、当該アカウント又は当該アカウントに紐づくメンバーアカウントを用いてJ Grantsにログインしたうえで、必要事項の入力及びSIIのホームページからダウンロードした申請書に必要な事項を全て入力したファイルを添付して申請を行うこと。

- J Grantsに入力する内容は申請書の内容と必ず一致させること。一致していない場合、不備として申請を受理しない場合がある。

- 申請者は、J Grantsの申請と並行し、申請書類一式の冊子を2冊作成のうえ、1冊をSIIに提出し、もう1冊は申請者にて保管すること。（作成の流れは、P.32【申請手順について】を参照のこと。）

- 代理・代行申請は受け付けない。必ず申請者自身で申請を行うこと。

※ 申請書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更等があった場合、変更内容についてSIIに報告し、指示に従うこと。（SIIの連絡先は、P.36を参照のこと。）

- 3者見積・競争入札を行い、選定する補助対象設備（セル、モジュール、電池システム、蓄電システム、PCSのメーカー・型番）を決めたうえで申請すること。

※ 導入設備について、特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行った場合（仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合も含む。）、対象外とする。

※ 見積又は競争入札での価格競争等を実施した結果による補助対象経費の最低価格を補助対象経費の上限とする。

※ 競争入札を行う場合、当該補助事業者の規定に基づいて実施すること。

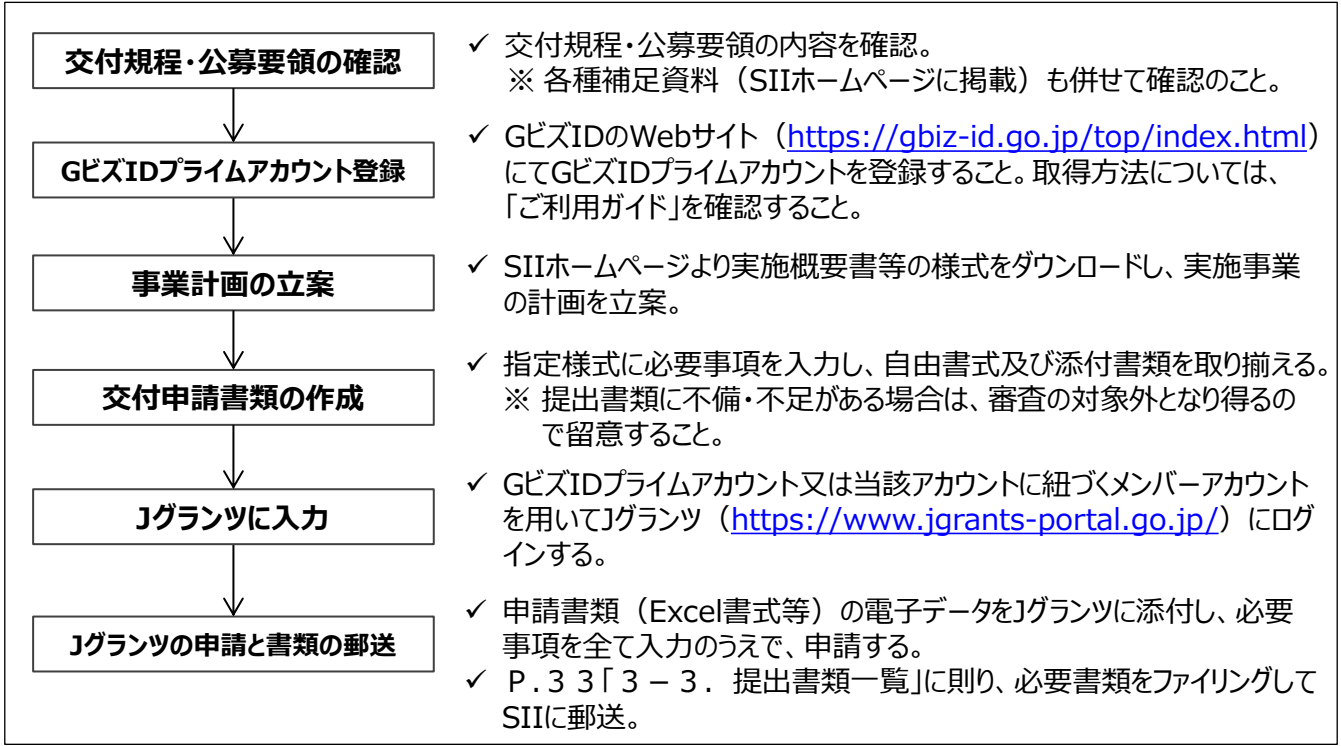
- 3者見積の取得時は、以下の留意事項を遵守すること。

【3者見積取得に当たっての留意事項】

- 交付申請時に期限等が有効な見積書であること。
- 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できる見積書を取得すること。
- 見積依頼仕様書を作成し、書面による見積依頼（見積依頼する仕様を明確にすること。）を行うこと。
- 見積依頼時は、メーカー・型番が明記された見積書を作成するよう見積依頼先へ依頼すること。
 - ※ 蓄電池については、セル、モジュール、電池システム、蓄電システム、PCS毎のメーカー・型番が見積書に明記されているか確認すること。
- 見積依頼先に同一資本関係にある法人（関係会社等）が含まれる場合、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得すること。
- 見積時に工事の請負先が必要な資格等を有する事業者であることを確認すること。
- 見積条件を統一していない等、適正な価格競争が実施されていないと判断した場合、見積書の再提出を求めることがある。
- 契約・発注は、必ずしも補助対象経費の最低価格を提示した事業者ではなく、競争見積を行った3者であれば、いずれの見積先でも可とする。
- 3者見積を行う場合、見積依頼先の選定に関して、選定理由書を作成すること。

3. 交付申請～採択

【申請手順について】



3. 交付申請～採択

3-3. 提出書類一覧（1）

「系統用蓄電システム等導入支援事業」 交付申請書提出書類

○：提出必須 △：必要な場合のみ

書類 区分	文書 番号	様式	提出	書類名
共通 の 提 出 書 類	－	有	○	提出書類チェックリスト
	様式第1	有	○	交付申請書
	別紙1	有	○	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
	別紙2	有	○	役員名簿
	別紙3	有	○	実施体制図
	1-1	有	○	申請概要書
	1-2	有	○	申請者情報
	1-3	有	○	導入設備情報
	1-4	有	○	事業実施に係る事項
	2-1-1	有	○	実施概要書
	2-1-2	有	○	実施概要書（別冊）
	2-2	有	○	設備導入事業経費の配分
	2-3-1	自由	○	見積依頼仕様書
	2-3-2	自由	○	見積依頼先選定理由書
	2-3-3	自由	○	見積依頼書（契約単位につき3者分）
	2-3-4	自由	○	見積書（契約単位につき3者分）
	2-3-5	有	○	3者見積比較表
	2-4	有	○	補助事業に要する経費、及びその調達方法
	2-5	自由	○	仕様書等詳細資料
	2-6	自由	○	機器配置図
	2-7	自由	○	単線結線図
	2-8	自由	△	一般送配電事業者との系統連系申し込み状況を証明する書類
	2-9	有	○	事業実施に関連する事項
	2-10	有	○	事業実施予定スケジュール
	2-11	自由	○	工事に係る工程表（裏付けとなる証憑等添付）

3. 交付申請～採択

3－3. 提出書類一覧（2）

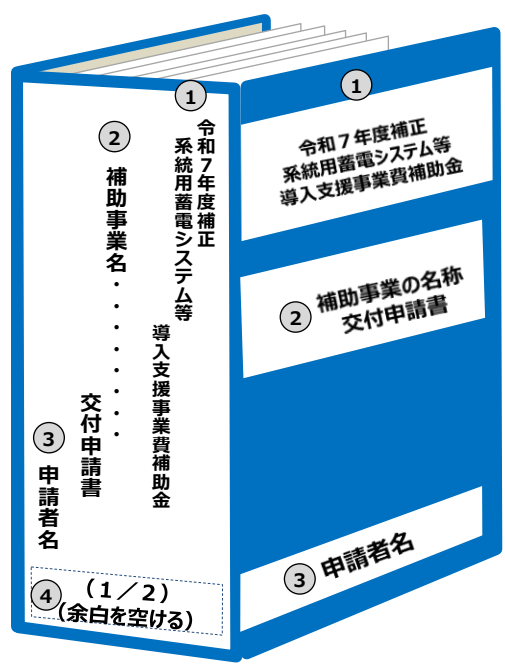
「系統用蓄電システム等導入支援事業」 交付申請書提出書類

○：提出必須 △：必要な場合のみ

書類 区分	文書 番号	様式	提出	書類名
添 付 書 類	添付1	自由	○	会社・団体概要及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
	添付2	自由	○	財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し
	添付3	有	○	温室効果ガス排出削減のための取り組みに関する表明書
		有	○	温室効果ガス排出削減のための取り組みに関する表明書（設備の供給事業者）
	添付4	自由	△	省エネ法における特定事業者の定期報告の開示制度への参加に同意していることの証明書類
	添付5	自由	○	設備の供給事業者に関する廃棄物処理法上の広域認定の取得に関する書類
	添付6	自由	△	設置場所（建物又は土地）の登記簿謄本（全部事項証明書）の写し
	添付7	有/自由	○	説明会実施計画書（自治体・地権者への確認・説明に関する資料）
	添付8	自由	△	利用許可書、賃貸借契約書等の写し（土地や建物の所有者が異なる場合の利用証明）
	添付9	有	△	主たる出資者等による補助事業の履行に係る確約書
	添付10	自由	△	リース契約書
	添付11	有	△	リース計算書
	添付12	自由	△	類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書及び証明書に関わる資料
	添付13	自由	△	予定している当該電池システムを製造するメーカーによる事故の原因と対策を示した資料
	添付14	自由	△	4-① 火災等に対する安全性対策の証明書類
	添付15	自由	△	4-② 情報セキュリティ対策の証明書類
	添付16	自由	△	4-③ レジリエンス対策の証明書類
	添付17	自由	△	4-④ サプライチェーン途絶のリスク対策の証明書類
	添付18	自由	△	5-① 供給事業者による省エネ関連情報の開示の証明書類
	添付19	自由	△	5-② 資源循環対策の証明書類
	添付20	自由	△	5-③ 騒音対策の証明書類
	添付21	自由	△	5-④ 創意工夫の証明書類
	添付22	自由	△	その他

3. 交付申請～採択

◇ ファイリングの参考例



【ファイルの作成方法】

- 指定ファイル：A 4 判サイズ・2 穴パイプ式・ハードタイプ
※ 中身の書類に応じた厚さであること。
※ 背表紙があるファイルであること。
※ リング式ファイル・紙製の薄いファイルは使用不可。

- ・申請書類はA 4 判のファイル（2 穴パイプ式・ハードタイプ）で綴じ、表紙及び背表紙には以下の項目を記入してください。
 - ① 補助金名（事業年度も必要）
 - ② 書類名（補助事業の名称 + 「交付申請書」）
 - ③ 申請者名
 - ④ ファイルが2冊以上になる場合は1／2、2／2と記載すること。背表紙の下部には縦 5 cm 程度の余白を設けること。
- ・ファイルは2冊作成し、1冊をS I Iへ提出してください。
 - ※ 1冊は申請者が保管し、保管書類をもってS I Iからの問い合わせ等に対応できるようにすること。

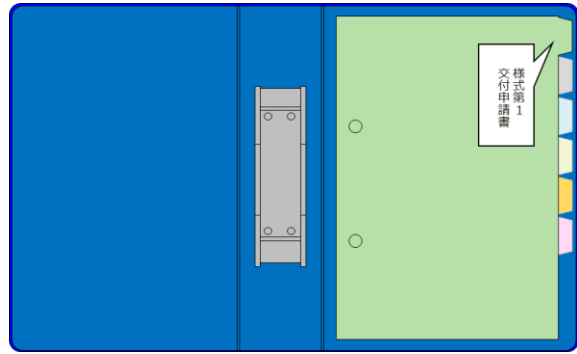
【ファイリングの方法】

- ・原本の提出が必要な書類以外はコピーを提出してください。
 - ※ 書類の原本は申請者が保管すること。
- ・S I I 指定書式は、全てA 4 判又はA 3 判の片面で出力してください。また、図面（機器配置図や単線結線図等）及びPowerPoint書式は、必ず**カラー**で出力してください。
 - ※ その他の書類は任意。
- ・全ての書類は穴を開け、直接ファイリングしてください。
 - ※ 書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がかからないようにすること。袋とじは不可。
 - ※ クリアフォルダやポケットに入れないこと。
 - ※ ホチキス留めやクリップを使用しないこと。

【インデックスの作成方法】

- ・各書類の頭に仕切り紙を入れ、インデックスをつけてください。
 - ※ インデックスには「文書番号」と「書類名」を記入すること。
 - ※ 書類自体にインデックスを直接つけないこと。
 - ※ インデックスはのりやホチキスではなくテープ等で剥がれないように貼ること。
- ・インデックスのラベル文字は、手書きを避け、シールや印刷等で出力してください。

提出の必要がない書類にも必ずインデックスを付けてください。



3. 交付申請～採択

3-4. 提出先と締切日

Jグランツから申請し、申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式を以下締切日時までに提出（必着）すること。

- ・ 受付締切：2026年11月4日（水） 17：00（必着）

※ SIIは、提出書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持する。

※ Jグランツでの必要事項の入力完了だけでは申請と認められない。必ず提出書類一式を郵送すること。

※ 申請書類は、配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送すること（直接の持ち込みは不可）。申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。

※ 郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。

※ 申請書類は返却しないため、必ず提出書類全ての写しを控えておくこと。

※ 申請書類に不備・不足がある場合は、原則申請を受理しないので注意すること。なお、交付申請書（控え）、契約書原本が含まれ、返送を希望する場合の送料については、申請者の負担で返送する。

《書類提出先》

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 銀座2丁目松竹ビル5階

一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第3部

「令和7年度補正 系統用蓄電システム等導入支援事業」

交付申請書在中

※ 上記をカラーコピーし、宛先として使用しても可。

※ 郵送時は、必ず**赤字で「令和7年度補正 系統用蓄電システム等導入支援事業」交付申請書在中**と記入のこと。

《お問い合わせ先》

一般社団法人環境共創イニシアチブ

「令和7年度補正 系統用蓄電システム等導入支援事業費補助金」

の申請に関するお問い合わせ窓口

TEL : 03-6260-6951

MAIL : k_ess_info@sii.or.jp

＜受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）＞

3. 交付申請～採択

3－5. 交付決定前の変更等

申請を行った後、交付決定を受ける前に、申請者の代表者や住所の変更が生じた場合は、交付決定を受ける前にあらかじめSIIに問い合わせて指示を受けること。

3－6. 審査

SIIは交付申請書を受領後、以下に記載された項目に従い審査を実施する。不明点の解消等のため必要に応じてヒアリング等を行う場合があるが、申請者は最大限協力を行うこと。

交付要件等の審査を行った後、外部有識者による審査委員会の採点結果を踏まえ、採択者を決定する。

※ 交付申請の採択は予算の範囲内で行うため、要件等を満たしている場合であっても交付額の減額又は不採択となることがある。

1) 要件審査

補助事業者及び補助事業の内容が以下の「系統用蓄電池等電力貯蔵システム導入支援事業 要件審査項目表」に記載する要件を満たしていること。

※ ひとつでも要件を満たさない場合は不採択となる。

系統用蓄電池等電力貯蔵システム導入支援事業
要件審査項目表

審査項目	小項目	評価基準
1. 補助事業	(1) 補助事業の要件	公募要領等の要件に該当する事業内容であること
2. 補助事業者	(2) 補助事業者の要件	公募要領等の要件に該当する申請者であること
3. 補助対象設備	(3) 補助対象設備の要件	補助対象設備の仕様が公募要領等の要件を満たしていること
4. 補助対象経費	(4) 価格の妥当性	補助対象経費の価格が妥当であること
	(5) 資金計画	補助対象経費について、資金調達計画に無理がないこと
5. 補助事業計画	(6) 公衆安全の確保	消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、保安体制・事故検知設備の設置に加え、事故発生時の対応・体制の構築がされること
	(7) セキュリティ対策	各種ガイドライン等に基づいた適切かつ十分なセキュリティ対策等が取られる見込みであること
	(8) 事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項	系統連系協議の見通し等、事業実施の前提となる事項、及び実施条件や関係法令の遵守状況・見込みについて自治体及び地権者へ確認・説明が完了していること
	(9) 設備の保守管理計画	定期的に適切な保守管理を行うとともに、異常発生時にも迅速に対応・復旧できる体制が確保できる見込みであること
	(10) 事業実施体制	各担当の役割・責任・権限が明確かつ適切であること、及び問い合わせの窓口を設置し、記録・対応する体制が整備されていること
	(11) スケジュール	事業スケジュールは物理的に無理がなく、補助事業期間内に終了する見込みであること

3. 交付申請～採択

2) 採点審査

「採点審査」は、設備毎の以下審査項目に基づき、総合的に審査を行う。

系統用蓄電池等電力貯蔵システム導入支援事業
蓄電システム 採点審査項目

審査項目		評価基準
1. 導入計画 採点	1－①. 系統連系協議の進捗	当該地域の一般送配電事業者との系統連系協議がより進捗しており、連系時期や工事費負担金費用の確度がより高い場合評価
	1－②. 工期等スケジュールの妥当性	法的手続、事務処理期間、機器納期、工事物量、経理処理期間等、裏付けとなる証憑の有無及びスケジュールの合理性についての評価
2. 活用計画 採点	2－①. 活用電力（※1）率（※2）	活用電力率が高いものをより評価
	2－②. 活用電力量（※3）率（※4）	・蓄電池の性能から考慮して活用電力量率が高いものをより評価 ・計算の前提等の適切性を評価（根拠資料）
	2－③. 再エネ出力制御抑制に資する卸電力取引市場の活用	・電力市場で取引する年間の電力量のうち、再生可能エネルギーの出力制御が発生しやすい時期（特に4・5月）かつ時間帯における充電及び当該時間帯以外における放電を想定した卸電力取引市場での取引割合が高い計画を評価
3. 事業性等 採点	3－①. ビジネスモデルの構造	補助事業の目的に沿った電力取引市場等への供出等を行うビジネスモデルの構造について、以下の項目等を考慮し評価 ・容量市場、需給調整市場、卸電力市場等を通じ、再エネ導入拡大に資する電力価値を提供する、合理的なビジネスモデルとなっているか ・将来的にも再エネ導入を支えるべく、ビジネスモデルの収支構造が、根拠のある数値等をベースとしており、将来にわたってビジネスを継続できる内容となっているか ※ 楽観的な予測により、より良い収益を試算することが可能であるため、収支の良し悪しを評価するのではなく、その試算の根拠が明確になっていて、合理的な内容になっているかどうかを評価
	3－②. ビジネスモデルの実現性	補助事業の目的に沿った電力取引市場等への供出等を行うビジネスモデルについて、以下の項目等を考慮し評価 ・申請者自身の組織も含め、実際に事業の継続を可能とするための体制が適切にとられているか ・申請者や体制に含まれている各事業者が、自身の担う役割に関連する類似事業の経験など十分な能力・知見を有しているか ・継続的な事業運営に対するリスクを分析できており、対策が講じられているか
4. リスク 対策	4－①. 火災等に対する安全性対策	・蓄電システムもしくは蓄電所が、JIS C 4441、IEC 62933-5-2の認証、もしくは第三者機関によるJIS C 4441によるリスクアセスメント評価サービスを受けている、又は受ける予定の場合評価 ・その他高いレベルの安全対策を実施している、又は第三者による評価が実施されている場合評価
	4－②. 情報セキュリティ対策	・蓄電所を保有・運用する事業者が、情報セキュリティリスクの低減のための計画や十分な対策を実施している場合評価 ・蓄電所を保有・運用する事業者が、ERABガイドラインVer3.0の4.1.3. ERABに参加する各事業者におけるセキュリティ対策の第三者認証に記載の、情報セキュリティに関する第三者による評価・認証等を受けている場合評価 ・サイバーセキュリティへの対策として第三者による評価・認証等を受けた製品が活用されている場合評価
	4－③. レジリエンス対策	・蓄電システムの早期復旧や原因説明が可能な体制が整えられている場合評価 ・蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（電池セル等）を迅速に供給できる拠点が整えられている場合評価 ・電池システムの主要部品（電池セル等）について、サプライチェーンの途絶リスクが低い場合評価
	4－④. サプライチェーン途絶のリスク対策	・経済安全保障推進法に基づき、安定供給確保のための取組に関する蓄電池の供給確保計画の認定を受けたメーカーが製造するセル※を使用する蓄電システムを導入する場合評価

※「認定を受けたメーカーが製造するセル」とは、当該メーカーが、自ら保有する製造拠点で製造したセルに限るものであり、第三者への委託等により当該メーカーが自ら保有する製造拠点以外で製造したセル（OEMを含む）はこれに含まれない。

3. 交付申請～採択

審査項目		評価基準
5.その他	5－①. 供給事業者による省エネ関連情報の開示	・ 省エネ法に基づく「開示制度」への参加を「EEGS」にて宣言し、令和8年度公表分の開示シートを公表している特定事業者等又はそれと同等の開示を行っている非特定事業者（※5）を採用していること。
	5－②. 資源循環対策	・ 導入する蓄電システムについて、高いレベルのリサイクルの実施が計画されている場合評価
	5－③. 騒音対策	・ 電気事業法(騒音規制法に関連した基準)を遵守した上で、周辺環境への更なる配慮として自主的な騒音低減対策を実施している場合評価
	5－④. 創意工夫（地域への裨益）	・ 計画された事業の実施体制において、地域貢献の観点が含まれている場合評価

- ※ 1 補助対象設備からの電力(kW)のうち、補助事業の目的に沿った電力取引市場等への供出を予定している電力(kW)
- ※ 2 【活用電力率（％） ＝ （a／b）×100】
a（最大受電電力（kW））
b（補助対象設備の、電力系統側の定格出力（PCS定格出力）（kW））
- ※ 3 補助対象設備からの想定可能な放電電力量(kWh)の総量から、再エネ普及拡大に資すると説明できない用途（デマンド抑制、BCP対応 等）への放電電力量を減じた電力量(kWh)
- ※ 4 【活用電力量率（％） ＝ （c／（d×24（時間）×365（日）／2））×100】
c（1年間の活用電力量（kWh/年）＝
年間稼働日数（日）×定格容量（kWh）×活用するSOC（％）
d（補助対象設備の、電力系統側の定格出力（PCS定格出力）（kW））
- ※ 5 非特定事業者については、国内での事業活動について、省エネ法の定期報告の開示制度における開示項目のうち以下の情報をホームページ等にて開示していることを同等の開示とみなす。
- ・ 事業者の情報
 - ・ エネルギー総使用量(GJ/kL)
 - ・ 非化石エネルギーの転換目標（2030年度）、実績
- ※ 活用電力率・活用電力量率の算出に当たり使用する数値は、メーカー仕様書等に基づく値とすること。
なお、PCS定格出力は、実運用時のPCS最大出力ではないことに注意すること。

3. 交付申請～採択

- ※ 採択しない事例として以下のような場合が挙げられる。なお、以下いずれかに関する審査、又はその他の審査においてもSIIが審査に必要と認める資料、記録、その他の情報の提出又は説明を求めた際に、申請者がSIIの指定する期限までに応じない場合、又は提出された資料もしくは説明の内容が不十分であることにより、申請内容について疑義が生じ、申請者が当該疑義を解消できないとSIIが判断した場合においても採択しない。
- 交付申請時点において、補助事業実施場所における許認可の取得がされていない、又は見込みを示す資料（所管行政庁との協議記録、回答書その他これに準ずる資料等）が示されていない場合。
 - 交付申請時点において、補助事業実施場所における地元調整の計画が具体的に示されていない場合。
 - 交付申請時点において、補助事業実施場所の自治体との協議が開始されていない場合。又は、本協議の実施状況に関して、申請者から提出された証憑の情報について自治体に確認が取れない場合。
 - 導入設備について特定のメーカー又は機種を指定した見積依頼、競争入札等を実施している場合。なお、仕様の設定により結果的にメーカー又は機種が限定される場合を含む。
 - 事業に必要な機器又はシステム類の仕様が確定していない場合。具体的には、基本設計が実施されていない、又は容量計算に必要な検討が実施されていない場合。
 - 実施体制について、各社の役割又は各担当者の略歴・役割が明確に示されていない場合。
 - 一般送配電事業者との個別協議について、その進捗状況又は協議内容が適切かつ十分であると認められないと判断した場合。
 - サイバーセキュリティ対策その他のセキュリティ対策について、その内容が適切かつ十分であると認められないと判断した場合。
 - 資金計画・事業計画について、その内容が不明確又は不確定な要素が含まれていることにより、事業の実現可能性、継続性又は妥当性が十分であると認められないと判断した場合。
 - 採点審査項目の評点合計が低い場合。

3. 交付申請～採択

3-7. 交付決定

SIIは、交付規程に従って採択された補助事業者に交付決定を通知する（SII及び国からの連絡は、全て申請書記載の「担当者連絡先1」に行く）。交付決定通知に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではない。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後にSIIが実施する「確定検査」において補助金額を確定する。

※ 送付された交付決定通知は、補助事業者自身で保管し、紛失等が無いよう細心の注意を払うこと。

3-8. 公表

SIIは、補助金の交付決定後、採択結果については事業者名、事業概要、事業実施場所、補助金交付決定額等をSIIのホームページ等に掲載する。なお、交付決定等に関する情報は、国のGビズインフォにおいてオープンデータとして原則公表される。

※ Gビズインフォ：<https://info.gbiz.go.jp/>

3-9. 個人情報の取得と利用について

（1）個人情報の取得について

SIIは、本事業の実施のため、以下「（2）」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得する。これらの取得した情報を、「（3）」に記載する利用目的で利用し、「（5）」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとする。

- SIIの個人情報保護方針は以下を確認すること。

<https://sii.or.jp/privacy/>

（2）取得する情報

SIIは、以下を含む情報を取得する。

- ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等の補助事業者情報
- ② 補助対象設備の活用状況に関する運用データ等
- ③ その他、本事業に必要な情報（交付申請書類等）

なお、申請者等がSIIに提供する上記の情報に、申請者等が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとする。

（3）利用目的

SIIは、「（2）」で取得した情報を以下の目的で利用する。

- ① 本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等
- ② 補助対象設備の活用状況・導入効果の把握等
- ③ SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④ その他、本事業の運営に必要な業務

（4）第三者への提供について

SIIは、「（2）」で取得した情報を、以下の場合及び「（5）」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行わない。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目等を明示し、ご本人に同意を得たものに限る。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

3. 交付申請～採択

(5) 本事業における提供先及び提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供する。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行う。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国	・ 本事業の申請状況・効果分析 ・ その他、再エネ導入拡大に資する調査・研究、各種制度設計の検討等	(2) ①,②,③	メール、Webストレージ	
一般	・ 交付決定事業者名（法人のみ）、事業内容、交付決定金額の確認	事業名、事業者名、交付決定金額	SII ホームページへの掲載	※4
経済産業省、及び経済産業省の事業の業務委託先又は直接補助事業者、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関	・ 効果的な政策立案及び政策の効果検証（EBPM※3）	(2) ①,②,③	メール、Webストレージ	

- ※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う。
- ※2 「（８）」に示す外部委託先は提供先として扱わない。
- ※3 EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）の取組の一環として、交付申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等にSIIに提供した情報（提供した情報を加工して生じた派生的な情報も含む）について、以下に同意できる者であること。
- （ア）審査、管理、確定、精算に利用すること
 - （イ）効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用すること
 - （ウ）データ利活用及び効果検証への協力
- ※4 公開情報に直接的な個人情報は含まない。

(6) 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのホームページ等で補助対象設備の活用状況・導入効果等の公開を目的として、「（２）」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合がある。提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得する。SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下を確認すること。
https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

(7) 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがある。

(8) 外部委託

SIIは、「（２）」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがある。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行う。

(9) 開示請求等について

SIIは、保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応する。手続きは以下の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

<相談窓口>

一般社団法人環境共創イニシアチブ 個人情報取扱管理担当 p-support@sii.or.jp

4. 事業の実施

4. 事業の実施

4-1. 補助事業の開始

- ・補助事業者は、補助事業に係る契約・発注等は必ず交付決定後に行うこと。
- ・交付申請時に採用予定としていた補助対象設備（セル、モジュール、電池システム、蓄電システム、PCS等）を発注すること。
- ・補助事業者は、原則、交付決定を受けた年度末までに補助対象経費に関連する発注を行うこと。
- ・補助対象外部分の工事等に関する契約・発注が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにすること。（補助対象経費に関する契約・発注及び支払い等が明確に判別できない場合、補助金が支払われないことがある。）

4-2. 交付決定後の計画変更等

交付申請時の事業内容の変更、補助対象経費の配分額の変更又は補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、SIIが軽微と判断するものを除いて、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受けること。（SIIの承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある。）

※ 何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は認められない。

※ 変更の内容が評点に影響を及ぼす場合は、変更が認められない可能性があるため、留意すること。

4-3. 中間検査

- ・SIIは、補助事業期間中に必要に応じて中間検査（現地調査を含む）を行う。
- ・補助事業者は、SIIの指示に従い、対応すること。

4-4. 実績報告及び補助金の額の確定

- ・補助事業は、①一般送配電事業者との系統連系に係る連系承諾の完了、②補助対象設備の設置工事完了、③補助対象設備の試運転の完了（検収完了）、④補助対象経費の全額支出完了をもって事業の完了とする。詳細については、P.20「1-11. 補助事業期間」を参照のこと。

- ・補助事業者は、原則2027年2月18日（木）までに補助事業を完了させること。
- ・複数年度事業の事業完了及び実績報告方法については、P.26～29「2. 複数年度事業」を参照すること。
- ・支払い条件は、金融機関による振込とすること。（割賦払いや手形払い等は不可。）
- ・補助事業者は、事業完了日から30日以内又は2027年2月18日（木）のいずれか早い日までに、実績報告書及び補助事業の実施体制に関する資料をSIIに提出すること。

※ 補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）をしている場合については、契約先の事業者名、住所、補助事業者との契約関係、契約金額及び契約内容を記述した資料を提出すること。

- ・SIIは、補助事業者から実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査（確定検査）等を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知する。

※ 申請どおりの設備が設置されていない場合、補助金の支払いは行わない。

※ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達分（工事等を含む）がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を除いた額を補助対象経費の実績額とする。（P.25「補足5 自社調達を行う場合の扱い（利益等排除の考え方）」を参照のこと。）

4. 事業の実施

4－5. 精算払請求書及び補助金の支払い

- ・補助事業者は、SIIから確定通知書を受理した後、精算払請求書をSIIに提出する。
- ・SIIは、補助事業者から精算払請求書を受理した後、補助事業者に補助金を交付する。
 - ※ 登録する口座に口座名・種別・口座番号の誤りや、登録時・着金時の間に口座を変更し、事業者事由により補助金の振込ができなかった場合、補助金の支払いを受けられない場合があるので注意すること。
 - ※ 支払いについて不明点がある場合、事前にSIIに相談すること。

4－6. 取得財産等の管理

- ・補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守については、その実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にする等、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図ること。
- ・取得財産等の管理に当たっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間内に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、補助事業財産処分承認申請書を提出のうえ、あらかじめSIIの承認を受けなければならない。その場合、補助金の返還が発生する場合がある。
 - ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
 - ※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準ずる。
 - ※ 購入して取得した財産を、リース資産としての計上に切り替える場合も、譲渡に該当する。

4－7. 補助対象設備の活用及び報告

補助事業者（補助対象設備の使用者が異なる場合は当該使用者）は、補助事業により設置した補助対象設備に関して、補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的）に基づき各種市場等を通じて調整力等の供出等、効率的、効果的に活用しなければならない。

4－8. 交付決定の取消し、罰則等

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・補助金適正化法第17条第2項の規定による交付決定の取消し。
- ・補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ・経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

4. 事業の実施

4－9. 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する以下①～④に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、以下①～④のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けない。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (3) 遵守事項に違反した場合は、交付決定の取消し等の措置が執られることになる。
- (4) 補助事業者の役員等の名簿について、交付申請書の添付書類として提出すること。

————— 公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡 —————

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第3部
令和7年度補正 系統用蓄電システム等導入支援事業

TEL : 03-6260-6951

MAIL : k_ess_info@sii.or.jp

<https://sii.or.jp/chikudenchichi07r/>

受付時間は平日の10:00～12:00、13:00～17:00です。

通話料がかかりますのでご注意ください。